

多文化社会専門職機構運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、当機構規約第14条において定める運営委員会について適用する。

(業務)

第2条 運営委員会は、理事会の決定に基づき次の業務を行う。

- (1) 日常業務の遂行
 - (2) 予算の執行に関すること
 - (3) その他規約の規定に沿って理事会が必要と認めた事項
- 2 運営委員長、運営副委員長は事務局長、事務局次長をそれぞれ務める。

(構成)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員長及び副委員長
- (2) 委員は、委員会が選出し、代表理事が委嘱する。
- (3) 委員の任期は、2年とする。
- (4) 前項の委員は、ただし再任を妨げない。

(委員の選任)

第4条 運営委員会に委員長と副委員長をおき、代表理事が委嘱する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議決)

第5条 運営委員会の議事は、委員の過半数の出席をもって成立し、議決は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 運営委員会は、定められたメーリングリスト宛での電子メールによって議決を行うことができる。
- 3 運営委員会が電子メールによる議決を行う場合、その決定方法は、議長が投票期間および議事を明示したうえで、電子メールによる投票開始宣言を行い、委員の過半数の賛成をもって決する方法による。電子メールによる議決を行う場合、投票期間中に賛成が過半数に達しない議案は廃案となる。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の承認を必要とする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

1. この規程は理事会の承認を経て、2017年2月26日に施行する。